

非訟事件手続に関する検討事項

第1 総則

1 裁判所及び当事者の責務（新設，民事訴訟法第2条参照）

裁判所は，非訟事件の手続が公正かつ迅速に行われるように努め，当事者は，信義に従い誠実に非訟事件の手続を進行しなければならないものとする。この旨の規定を置く方向で，なお検討するものとする。

裁判所は，非訟事件の手続が公正かつ迅速に行われるように努め，当事者は，信義に従い誠実に非訟事件の手続を進行しなければならないものとする。どうか。

（補足説明）

民事訴訟法と異なるものとする理由はない。

※ 部会資料27の1頁参照

4 裁判所職員の除斥及び忌避

(2) 裁判官の忌避（民事訴訟法第24条参照）

- ① 裁判官について裁判の公正を妨げるべき事情があるときは，当事者は，その裁判官を忌避することができるものとする。
- ② 当事者は，裁判官の面前において陳述をしたときは，その裁判官を忌避することができないものとする。ただし，忌避の原因があることを知らなかったとき，又は忌避の原因がその後に生じたときは，この限りでないものとする。

(4) 簡易却下手続

非訟事件の手続を遅延させる目的のみでされたことの明らかな忌避

の申立ては、これを却下しなければならないものとする。忌避の申立てが(2)②に違反し、又は忌避の申立ての方式に反する場合も、同様とするものとする。

(注1) (4)による忌避申立ての却下(簡易却下)の裁判は、一人で事件を取り扱っている裁判官又は受命裁判官が忌避されたときはその裁判官が、合議体で事件を取り扱っている場合においてその合議体の構成員が忌避されたときはその合議体である裁判所が、それぞれするものとする。

(注2) 忌避の申立ての方式としては、次のとおりとすることを前提としている。

- ① 裁判官に対する忌避の申立ては、その原因を明示して、裁判官の所属する裁判所にしなければならないものとする。
- ② ①の申立ては、期日においてする場合を除き、書面でしなければならないものとする。
- ③ 忌避の原因は、申立てをした日から3日以内に疎明しなければならないものとする。本文(2)②ただし書に規定する事実についても、同様とするものとする。

(1) (4)後段のうち(2)②に違反する場合の簡易却下について

中間試案を維持し、中間試案(2)②に違反したことを理由に簡易却下することを認めることで、どうか。

(補足説明)

パブリックコメントでは反対意見もあったが、(2)②に違反したことが明らかになった場合には、簡易却下を認めるのが相当である。刑事訴訟法においても、同様に、陳述をした後については簡易却下が認められている。

※ 部会資料27の8頁, 10頁参照

(2) (4)後段のうち忌避の申立てが忌避の申立ての方式に反する場合の簡易却下について

中間試案を維持し、忌避の申立ての方式に反することを理由に簡易却下することを認めることで、どうか。

※ 部会資料27の8頁, 10頁参照

(補足説明)

忌避の申立ての方式に反する場合には、簡易却下を認めるのが相当である。

なお、パブリックコメントでは、申立ての方式に反することを理由として簡易却下する場合には是正措置を講じても是正されないことを要件とすべきである旨の意見も出されているが、方式に違反する場合には裁判所が適宜補正等を促せば足り、それを明文上義務付ける必要はないと思われる。刑事訴訟法においても、補正の促しは義務付けられていない。

(参照条文)

- 刑事訴訟法第21条 裁判官が職務の執行から除斥されるべきとき、又は不公平な裁判をする虞があるときは、検察官又は被告人は、これを忌避することができる。
- 2 弁護人は、被告人のため忌避の申立をすることができる。但し、被告人の明示した意思に反することはできない。
- 第22条 事件について請求又は陳述をした後には、不公平な裁判をする虞があることを理由として裁判官を忌避することはできない。但し、忌避の原因があることを知らなかったとき、又は忌避の原因がその後が生じたときは、この限りでない。
- 第23条 合議体の構成員である裁判官が忌避されたときは、その裁判官所属の裁判所が、決定をしなければならない。この場合において、その裁判所が地方裁判所であるときは、合議体で決定をしなければならない。
- 2 地方裁判所の一人の裁判官又は家庭裁判所の裁判官が忌避されたときはその裁判官所属の裁判所が、簡易裁判所の裁判官が忌避されたときは管轄地方裁判所が、合議体で決定をしなければならない。ただし、忌避された裁判官が忌避の申立てを理由があるものとするときは、その決定があつたものとみなす。
- 3 忌避された裁判官は、前二項の決定に関与することができない。
- 4 裁判所が忌避された裁判官の退去により決定をすることができないときは、直近上級の裁判所が、決定をしなければならない。
- 第24条 訴訟を遅延させる目的のみでされたことの明らかな忌避の申立は、決定でこれを却下しなければならない。この場合には、前条第三項の規定を適用しない。第二十二條の規定に違反し、又は裁判所の規則で定める手続に違反してされた忌避の申立を却下する場合も、同様である。
- 2 前項の場合には、忌避された受命裁判官、地方裁判所の一人の裁判官又は家庭裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官は、忌避の申立てを却下する裁判をすることができる。

5 当事者能力及び手続行為能力等

(2) 選定当事者（民事訴訟法第30条参照）

【甲案】

- ① 共同の利益を有する多数の者で(1)②に該当しないものは、その中から、全員のために申立人又は相手方となるべき一人又は数人を選定することができるものとする。
- ② 非訟事件の係属の後、①により申立人又は相手方となるべき者を

選定したときは、他の当事者は、当然に非訟事件から〔脱退〕するものとする。

- ③ 係属中の非訟事件の申立人又は相手方と共同の利益を有する者で当事者でないものは、その申立人又は相手方を自己のためにも申立人又は相手方となるべき者として選定することができるものとする。
- ④ ①又は③により申立人又は相手方となるべき者を選定した者（以下「選定者」という。）は、その選定を取り消し、又は選定された当事者（以下「選定当事者」という。）を変更することができるものとする。
- ⑤ 選定当事者のうち死亡その他の事由によりその資格を喪失した者があるときは、他の選定当事者において全員のために手続行為（非訟事件の手続についての行為をいう。以下第1部において同じ。）をすることができるものとする。

【乙案】

選定当事者制度は、設けないものとする。

選定当事者制度については、乙案を採用することで、どうか。

（補足説明）

選定当事者制度については、抽象的にはその必要性があるとの指摘があるものの、具体的な事案において利用することを想定しづらく、必要があれば任意代理人制度を活用すれば足りると思われることから、乙案を採用することが相当であると思われる。

※ 部会資料27の13頁参照

(6) 法定代理権の消滅の通知（民事訴訟法第36条及び民事訴訟規則第17条参照）

【甲案】

法定代理権の消滅は、本人又は代理人から裁判所に通知しなければ、その効力を生じないものとする。

（注）（2）において甲案を採用した場合には、選定当事者の選定の取消し及び変更について、この規律を準用するものとする。

【乙案】

法定代理権は、民法その他の法令が定める消滅事由が発生した場合には、その消滅を裁判所に通知したか否かにかかわらず、直ちに消滅

するものとする。

法定代理権の消滅の通知については、甲案を採用することで、どうか。

(補足説明)

民事訴訟においても法定代理権の消滅の効果は通知しなければ効力を生じないことからすると、非訟事件においては、手続の安定の見地から、法定代理権の消滅の通知については、甲案を採用することが相当である。

※ 部会資料27の20頁

6 参加, 7 脱退

6 参加（新設）

(1) 当事者参加

- ① 当事者となる資格を有する者は、当事者として非訟事件の手続に参加することができるものとする。
- ② 裁判所は、当事者の申立てにより又は職権で、他の当事者となる資格を有する者であって裁判を受けるべき者を、当事者として非訟事件の手続に参加させることができるものとする。
- ③ ①による参加の申出及び②による参加の申立ては、参加の趣旨及び原因を記載した書面でしなければならないものとする。
- ④ 裁判所は、①による参加の申出及び②による参加の申立てに理由がないと認めるときは、これを却下しなければならないものとする。
①による参加の申出を却下する裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

(注1) 当事者参加人（①又は②により参加した者をいう。以下第1部において同じ。）は、参加により当事者となり、以後は、当事者として扱われることとなる。ただし、当事者参加人は、従前の申立人がした申立ての取下げ及びその交換的変更並びに他の者が提起した即時抗告の取下げを行うことができないことを前提としている。

(注2) 「裁判を受けるべき者」とは、積極的内容の審判が出された場合において、その裁判を受ける者になるものをいう。

(2) 利害関係参加

ア 参加の要件及び方式等

- ① 裁判を受けるべき者は、利害関係人として非訟事件の手続に参

加することができるものとする。

- ② 裁判を受けるべき者以外の者で非訟事件の裁判の結果について重大な利害を有するものは、裁判所の許可を得て、利害関係人としてその非訟事件の手續に参加することができるものとする。
- ③ ①による参加の申出及び②による参加の許可の申立ては、参加の趣旨及び理由を記載した書面でしなければならないものとする。
- ④ 裁判所は、①による参加の申出及び②による参加の許可の申立てに理由がないと認めるときは、これを却下しなければならないものとする。①による参加の申出を却下する裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

イ 利害関係参加人の地位

ア①又は②により参加した者（以下第1部において「利害関係参加人」という。）は、非訟事件について、当事者としてすることができる手續行為をすることができるものとする。

（注）利害関係参加人は、従前の申立人がした申立ての取下げ及びその変更、他の者が提起した即時抗告の取下げ並びに申立人として行うことができる申立却下の裁判に対する即時抗告を行うことができないことを前提としている。

（後注）当事者となる資格を有する者は、(1)により当事者として非訟事件の手續に参加することができるが、他方で、手續に参加することは希望するが申立人等の当事者になることを希望しないときは、(2)により利害関係人として非訟事件の手續に参加することができる（裁判を受けるべき者であるときは(2)ア①により、裁判を受けるべき者以外の者であるときは(2)ア②による。）ことを前提としている。

7 脱退

当事者となる資格を有する者が当事者として非訟事件の手續に参加した場合には、参加前の当事者は、裁判所の許可を得て、その手續から脱退することができるものとする。なお検討するものとする。

(1) 6(1)②及び7について

強制参加制度及び脱退制度については、一般的には設けないものとする。どうか。

(補足説明)

1 例えば、AがBに対して借地非訟事件の申立てをしていたところ、裁判所がBではなくCを相手方とすべきと考えたような場合に、Aに対して、Cに対する申立てを促すだけでなく、Aの意思に反して、強制的にCを相手方とすることは、Aに対し、AのCに対する申立てを強制させることと同義であり、職権による事件の開始を行うことと同様であることになるとと思われる（AがBに対して借地非訟事件の申立てをしていたところ、裁判所がAではなくCが申立人となるべきと考えた場合にも、同様の問題が生じる。）。

そうだとすると、一般論として、強制参加制度を置くことは、職権による手続の開始が認められていないものについても、職権による手続を開始を認めることになるとも思われるので、相当でなく、それぞれの事件ごとに検討せざるを得ないと思われる。

2 脱退制度についても、前回の議論のように、申立人が複数のケースについては、その申立人ごとに申立てがあり、相手方が複数のケースについても一定の場合には相手方ごとに申立てがあるとすると、多くの場合、申立人が手続から離れる際には申立ての取下げをし、相手方が手続から離れた際には当該相手方に対する申立ての取下げを促す（脱退に申立人の同意を要件とする考えを前提とすると、脱退と申立ての取下げを促すことはほとんど同じであり、別途設ける必要がない。）又は相手方に対する申立てを却下する（申立人が当該相手方に対する申立てを取下げない場合）こと等で、対処することが可能であると考えられる。

以上からすれば、一般論として、脱退制度を置くことは、相当ではなく、別途、必要があれば個別に検討すれば足りると思われる。

(注) 6(1)①について、申立権のある者は自ら申し立てればよく、参加を認める必要はないとの意見もあるが、どうか。

※ 部会資料27の19, 23頁参照

(2) (6)ア②について

ア②について、裁判を受けるべき者以外の者で非訟事件の裁判の結果について〔重大な利害〕を有するものは、裁判所の許可を得て、利害関係人としてその非訟事件の手続に参加することができるものとするので、どうか。

(補足説明)

利害関係参加は、裁判の結果について当事者に準ずる利害関係を有する者をいい、補助参加が認められるよりも狭いと考えるのが相当であるが、それをどのように表現するのかについては、更に検討する。

※ 部会資料27の20頁

(7) 任意代理権の消滅の通知（新設、民事訴訟法第59条及び第36条参照）

【甲案】

任意代理権の消滅は、本人又は任意代理人から裁判所に通知しなければ、その効力を生じないものとする。

【乙案】

任意代理権は、民法その他の法令が定める消滅事由が発生した場合には、その消滅を裁判所に通知したか否かにかかわらず、直ちに消滅するものとする。

任意代理権の消滅の通知については、甲案を採用することで、どうか。

（補足説明）

民事訴訟においても任意代理権の消滅の効果は通知しなければ効力を生じないことからすると、手続の安定の見地から、任意代理権の消滅の通知については、甲案を採用することが相当である。

※ 部会資料27の27頁参照

9 手続費用

(2) 手続費用の負担の裁判（非訟事件手続法第28条関係）

【甲案】

- ① 裁判所は、事件を完結する裁判において、職権で、その審級における手続費用の全部について、その負担の裁判をしなければならないものとする。ただし、事情により、事件の一部又は中間の争いに関する裁判において、その費用についての負担の裁判をすることができるものとする。
- ② 上級の裁判所が、本案の裁判を変更する場合には、総手続費用について、その負担の裁判をしなければならないものとする。事件の差戻し又は移送を受けた裁判所がその事件を完結する裁判をする場合も、同様とするものとする。

【乙案】

① 裁判所は、(1)②により、手続費用の全部又は一部を当事者、利害関係参加人又は関係人に負担させるべき場合には、事件を完結する裁判において、職権で、その審級における手続費用の全部について、その旨の裁判をしなければならないものとする。ただし、事情により、事件の一部又は中間の争いに関する裁判において、その費用の全部又は一部を負担させる旨の裁判をすることができるものとする。

② 上級の裁判所は、職権で、総手続費用の全部又は一部について、負担の裁判をすることができるものとする。事件の差戻し又は移送を受けた裁判所がその事件を完結する裁判をする場合も、同様とするものとする。

(注) 甲案及び乙案のいずれの場合においても、①により手続費用の負担を命ぜられた者であって、本案裁判に対して即時抗告をすることができないものは、第3の1(1)③にかかわらず、手続費用の負担の裁判に対して即時抗告をすることができるものとする。なお検討するものとする。

手続費用の負担の裁判の規律については、甲案を採用することで、どうか。また、(注)については、手続費用の負担の裁判に対する即時抗告を認める規律は置かないものとする。どうか。

(補足説明)

1 手続費用の負担の裁判について民事訴訟法と異なる規律とすべき特段の理由はないことや、当事者にとっての明確性の観点からすると、乙案の規律よりも甲案の規律とするのが相当であり、他方、甲案の規律とすることによって特段の支障が生ずるものとも考え難いから、甲案の規律を採用するのが相当である。この場合、第2の6(1)のク(終局裁判の脱漏)においては、手続費用の裁判を脱漏した場合の当事者の申立権を認めるものとするのが相当である。

※ 部会資料27の29, 30頁参照

2 非訟事件の手続における「本案裁判に対して即時抗告をすることができない者」とは、「本案裁判により権利又は法律上保護される利益を害された者でないもの」、つまり「本案裁判に対する抗告の利益のない者」であるから、上記の(注)のとおり、手続費用の負担を命ぜられた者であって本案裁判に対して即時抗告をすることができないものは、手続費用の負担の裁判に対して独立して即時抗告をすることができるものとする規律を置くものとした場合には、結局、手続費用の負担の裁判に対して独立した即時抗告をすることを全面的に認めることになる。ところで、民事

訴訟法において訴訟費用の裁判のみに対する控訴が許されない（第282条）のは、これを許容すると、本案の裁判からみれば付随的な裁判にすぎない訴訟費用の裁判の当否の判断のためだけに本案の請求に関する裁判の当否をも判断しなければならないという不合理が生じるからである。このことは、非訟事件の手続にも当てはまると考えられるから、民事訴訟法における取扱いと同様に、付随的な裁判である手続費用の裁判に対する独立した即時抗告は、認めないものとするのが相当である。

(7) 非訟事件が裁判，和解又は調停によらないで完結した場合等の取扱い（新設，民事訴訟法第73条参照）

【甲案】

- ① 非訟事件が裁判，和解又は調停によらないで完結したときは，申立てにより，第一審裁判所は手続費用の負担を命じ，その裁判所の裁判所書記官はその費用の負担の裁判が執行力を生じた後にその負担の額を定めなければならないものとする。参加の申出の取下げ，参加の申立ての取下げ又は参加の許可の申立ての取下げがあった場合も，同様とするものとする。
- ② ①の申立てについての裁判に対しては，即時抗告をすることができるものとする。
- ③ (4)②及び③の規律は(7)①の申立てに関する裁判所書記官の処分について，(4)④から⑦までの規律はその処分に対する異議の申立てについて準用するものとする。

【乙案】

- ① 非訟事件が裁判及び和解によらないで完結した場合において，(1)②により，手続費用の全部又は一部を当事者，利害関係参加人又は関係人に負担させるべきときは，申立てにより，第一審裁判所はその旨の裁判をし，その裁判所の裁判所書記官はその裁判が執行力を生じた後にその負担の額を定めなければならないものとする。参加の申出の取下げ，参加の申立ての取下げ又は参加の許可の申立ての取下げがあった場合も，同様とするものとする。
- ② 甲案の②及び③と同じ。

非訟事件が裁判，和解又は調停によらないで完結した場合等の取扱いについては，甲案を採用することで，どうか。

(補足説明)

非訟事件が裁判，和解又は調停によらないで完結した場合等に，手続費用の負担について当事者から申立てがあれば，原則どおり各自負担とすべき場合であったとしてもその旨の裁判をするのが当事者にとっては明確である。加えて，民事訴訟法と異なる規律とすべき理由はなく，甲案の規律とすることによって特段の支障が生じるとも考え難いことは，前記(2)の手続費用の負担の裁判の場合と同様であるから，非訟事件が裁判，和解又は調停によらないで完結した場合等の取扱いについても，甲案の規律を採用するのが相当である。

※ 部会資料27の32，33頁参照

10 審理手続

(2) 調書の作成等（非訟事件手続法第14条関係）

① 裁判所書記官は，非訟事件の手続の期日については，調書を作成しなければならないものとする。

【甲案】ただし，証拠調べの期日を除いては，裁判長においてその必要がないと認めるときは，この限りでないものとする。

【乙案】ただし，証拠調べの期日を除いては，裁判長においてその必要がないと認めるときは，その経過の要領を記録上明らかにすることをもって，これに代えることができるものとする。

【丙案】例外の規律は置かないものとする。

② 裁判所書記官は，事実の調査については，その要旨を記録上明らかにしておかなければならないものとする。

調書の作成の例外の規律については，乙案を採用することで，どうか。

(補足説明)

非訟事件手続においては，すべての期日について例外なく調書の作成を義務付けるものとするのは簡易迅速の要請に反するが，他方で，期日を開きながら，その期日について何らの記録も残らない余地を認めることも，手続の透明性や当事者に実効的な手続追行の機会を保障する見地から妥当ではないと考えられる。また，パブリックコメントにおいても，甲案，乙案，丙案のそれぞれに賛成する意見が寄せられたほか，上記のような見地から，甲案には反対するという意見と，丙案には反対するという意見がそれぞれ寄せられた。これらを踏まえると，乙案が双方の調和を図った規律として相当であると考えられるが，どうか。

※ 部会資料27の35頁参照

(3) 記録の閲覧等（新設）

ア 記録の閲覧等の要件等

- ① 当事者又は利害関係を疎明した第三者は，裁判所の許可を得て，裁判所書記官に対し，非訟事件の記録の閲覧若しくは謄写，その正本，謄本若しくは抄本の交付又は非訟事件に関する事項の証明書の交付（以下第1部において「記録の閲覧等」という。）を請求することができるものとする。
- ② ①は，非訟事件の記録中の録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。）に関しては，適用しないものとする。この場合において，当事者又は利害関係を疎明した第三者は，裁判所の許可を得て，裁判所書記官に対し，これらの物について複製することを請求することができるものとする。
- ③ 裁判所は，当事者から①又は②の許可の申立てがあった場合には，当事者又は第三者に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときを除き，非訟事件の記録の閲覧等又は複製を許可しなければならないものとする。
- ④ 裁判所は，利害関係を疎明した第三者から①又は②の許可の申立てがあった場合において，相当と認めるときは，非訟事件の記録の閲覧等又は複製を許可することができるものとする。
- ⑤ 当事者が裁判書の正本，謄本若しくは抄本又は非訟事件に関する事項の証明書の交付を請求したときは，①にかかわらず，裁判所書記官が，これを交付することができるものとする。終局裁判があった後に当該裁判を受けた者がその交付を請求したときも，同様とするものとする。
- ⑥ 非訟事件の記録の閲覧，謄写及び複製の請求は，非訟事件の記録の保存又は裁判所の執務に支障があるときは，することができないものとする。

（注）（3）において当事者としてすることができる非訟事件の記録の閲覧等及び複製の請求は，利害関係参加人もすることができることを前提としている（6（2）イ参照）。

③の当事者の記録の閲覧等の例外の要件の規律については，中間試案を維持することで，どうか。

(補足説明)

当事者の記録の閲覧等は、当事者が適切に準備をして手続追行をしていく上で重要なものであることから、原則として認められるものとする必要があると考えられる。他方、事件の関係人のプライバシーや秘密の保護といった見地からすれば、一切の例外を認めないものとするのは妥当ではなく、一定の例外を認めるべきである。しかしながら、例外をすべての非訟事件について個別に手当てすることは非効率であって、総則規定に限定的な例外の規律を設け、必要に応じて個別法で修正するのが相当であると考えられる。そこで、非訟事件の手続の総則規定としては、当事者又は第三者に著しい損害を及ぼすおそれがあるときに限って、当事者の記録の閲覧等を制限することができるものとするのが相当であると考えられるが、どうか。

※ 部会資料27の37頁参照。

イ 即時抗告

【甲案】

- ① ア③の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。
- ② ①による即時抗告が非訟事件の手続を不当に遅延させることを目的としてされたものであると認められるときは、原裁判所は、その即時抗告を却下しなければならないものとする。
- ③ ②による裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

【乙案】

- ①, ②は、甲案と同じ。

【丙案】

即時抗告については、特段の規律を置かず、これを認めないものとする。

即時抗告の規律について、甲案又は乙案のいずれが相当であると考えられるか。

(補足説明)

当事者にとっての記録の閲覧等の重要性にかんがみれば、申立てを却下した裁判に対して一切の不服申立てができないものとするのは相当ではなく、丙案は妥当ではないと考えられる。

甲案は当事者の手続保障を十分に図るものであるが、簡易却下の裁判に対しては即時抗告をすることができるため、実際には濫用的な申立てによる手続の遅延を防止することが困難となる。

乙案は簡易却下に対する即時抗告は認めないものとするため、手続の遅延は防止することができるものの、原審の簡易却下の判断が誤った場合に是正することができず、申立て却下に対して即時抗告を認めた意義が減殺される。

結局、非訟事件手続における簡易迅速の要請と当事者の手続保障の要請の調和点をどこに求めるかという問題に帰着するが、この点について、どのように考えるか。

※ 部会資料27の39頁参照

(7) 手続の〔受継〕(新設、家事審判規則第15条参照)

(前注) ここでいう〔受継〕とは、法令により手続を続行する資格のある者等が手続を引き継ぐことであるが、これを「受継」と呼称するかどうかについては、なお検討するものとする。

ア 法令により手続を続行する資格のある者がある場合

(前注) 当事者が死亡、資格の喪失その他の事由によって手続を続行することができない場合において、法令により手続を続行する資格のある者がいるときでも、手続は、中断しないことを前提としている。もっとも、当事者が関与しなければできない手続については、法令により手続を続行する資格のある者が〔受継〕するまでは、事実上することができない(ただし、法令により手続を続行する資格のある者のために任意代理人がある場合(8(6)参照)を除く。)

- ① 当事者が死亡、資格の喪失その他の事由によって手続を続行することができない場合には、法令により手続を続行する資格のある者は、その手続を〔受継〕することができるものとする。
- ② 裁判所は、当事者が死亡、資格の喪失その他の事由によって手続を続行することができない場合には、申立てにより又は職権で、法令により手続を続行する資格のある者に、その手続を〔受継〕させることができるものとする。
- ③ 裁判所は、①による〔受継〕の申出又は②による〔受継〕の申立てに理由がないと認めるときは、これを却下しなければならないものとする。①による〔受継〕の申出を却下する裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

イ 法令により手続を続行する資格のある者はいないが、別に申立権

者がある場合

(前注) 当事者が死亡、資格の喪失その他の事由によって手続を続行することができない場合において、法令により手続を続行する資格のある者がないときは、別の申立権者が〔受継〕した場合を除き、当該事件は、終了することを前提としている。

非訟事件の申立人が死亡、資格の喪失その他の事由によって手続を続行することができない場合において、法令により手続を続行する資格のある者がいないときは、法令の規定によりその事件について申立てをする資格のある者は、その手続を〔受継〕することができるものとする。この場合においては、申立人が手続を続行することができなくなった日から1か月以内にその申出をしなければならないものとする。

中断の規律を設けないものとするので、どうか。

(補足説明)

中断の規律を設けるべきであるとの意見もあったが、中間試案を維持するのが相当である。

※ 部会資料27の43頁参照

第2 第一審の手続

1 非訟事件の申立て

(2) 併合申立て（新設、民事訴訟法第38条及び第136条参照）

【甲案】

申立人は、裁判を求める事項が数個ある場合において、同事項に係る非訟事件の手続が同種であるときは、これらを併せて申し立てることができるものとする。ただし、裁判を求める事項が同一の事実上及び法律上の原因に基づくときに限るものとする。

【乙案】

併合申立てについては、特段の規律を置かず、これを認めないものとする。

併合申立てについては、乙案を採用することで、どうか。

(補足説明)

併合申立ての規律を置くか否かにかかわらず、裁判を求める事項が数個ある場合において、一通の申立書でその数個の事項について非訟事件の申立てをすることは可能であることからすると、併合申立ての規律を置く必要性は大きくなく、また、公益性が強く、また、簡易迅速な処理の要請の高い非訟事件にふさわしい併合申立ての要件を的確に定めることも困難であることからすると、一通の申立書でその数個の事項について非訟事件の申立てをすることは可能であること、必要な場合には、手続の併合により対応すればよいと考えられることを前提に、併合申立ての規律を置かないものとするのが相当である。

※ 部会資料27の43頁参照

2 裁判長の手続指揮権（新設、民事訴訟法第148条及び第150条参照）

- ① 期日における手続は、裁判長が指揮するものとする。
- ② 裁判長は、発言を許し、又はその命令に従わない者の発言を禁止することができるものとする。
- ③ 当事者が期日の指揮に関する裁判長の命令に対し異議を述べたときは、裁判所は、その異議について裁判をするものとする。

(注) 裁判長が当事者等に対して釈明を求めることができる旨の規定を設けることについては、なお検討するものとする。

釈明については、規定を設けないことで、どうか。

(補足説明)

釈明については、規定を設けなくても当然にできるものであるから、規定を設ける必要はない。

※ 部会資料27の50頁参照

5 裁判資料

(2) 事実の調査の囑託等（非訟事件手続法第12条関係）

- ①～④ （略）

(注) 裁判所は、事実の調査の結果、裁判に重大な影響を及ぼすことが明らかになった場合には、事実の調査をした旨を当事者及び利害関係参加人に告げるものとする趣旨の規律を置くことについては、なお検討するものとする。

裁判所は、事実の調査の結果、裁判に重大な影響を及ぼすことが明らかになった場合（文言についてはなお検討する。）には、事実の調査をした旨を当事者及び利害関係参加人に通知しなければならないものとするについて、どのように考えるか。

（補足説明）

事実の調査の結果が裁判に重大な影響を及ぼすことが明らかであり、当事者又は利害関係参加人がそれを知ればその結果に反論するための活動を行うことが当然見込まれるようなものであるにもかかわらず、当事者又は利害関係参加人がそのような事実の調査がされたことを知らされないままに申立てを却下されるとすれば、当事者の手続上の権能を実質的に奪うこととなり、相当ではないとも考えられる。他方で、事実の調査は登記や会社の定款、宗教法人の規制等の客観的事実の確認にとどまるなど、あらかじめ当事者が準備をした上で反論する必要のないものも多いので、明文の規定を設けるまでの必要はなく、この点については、事案の内容や事実の調査の結果等を踏まえた裁判所の適正な裁量にゆだねるものとするのが相当であるとも考えられる。そこで、事実の調査の結果が裁判に重大な影響を及ぼすことが明らかであるときは、事実の調査をした旨を当事者及び利害関係参加人に通知するものとするについて、検討することを提案している。

※ 部会資料27の54頁参照

(3) 専門的な知見を要する事件における審理の充実・迅速化（新設）

1 専門委員

- ① 裁判所は、必要があると認めるときは、当事者の意見を聴いて、専門的な知見に基づく意見を聴くために専門委員を非訟事件の手続に関与させることができるものとする。この場合において、専門委員の意見は、裁判長が書面により又は当事者が立ち会うことができる期日において口頭でさせなければならないものとする。
- ② 裁判所は、当事者の意見を聴いて、①による裁判を取り消すことができるものとする。
- ③ 裁判所は、必要があると認めるときは、専門委員を期日に立ち会わせることができるものとする。この場合において、裁判長は、専門委員が当事者及び証人等に対し直接に問いを発することを許すことができるものとする。

2 音声の送受信による通話の方法による専門委員の関与

裁判所は、専門委員が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が専門委員との間で音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、専門委員を期日に立ち合わせることができるものとする。

3 専門委員の指定及び任免等

- ① 専門委員の員数は、各事件について一人以上とするものとする。
- ② 1により手続に関与させる専門委員は、当事者の意見を聴いて、裁判所が各事件について指定するものとする。
- ③ 専門委員は、非常勤とし、その任免に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定めるものとする。
- ④ 専門委員には、別に法律で定めるところにより手当を支給し、並びに最高裁判所規則で定める額の旅費、日当及び宿泊料を支給するものとする。

4 専門委員の除斥及び忌避

- ① 専門委員の除斥及び忌避については、裁判官の除斥及び忌避、簡易却下手続並びに即時抗告についての規律を準用するものとする。
- ② 専門委員について除斥又は忌避の申立てがあったときは、その専門委員は、その申立てについての裁判が確定するまでその申立てがあった事件の手続に関与することができないものとする。ただし、忌避の申立てがあった場合において、簡易却下によりその申立てを却下したときは、この限りでないものとする。

5 受命裁判官等の権限

受命裁判官又は受託裁判官が1①の手続を行う場合には、1、2及び3②による裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行うものとする。ただし、証拠調べをする場合には、専門委員を手続に関与させる裁判、その裁判の取消し及び専門委員の指定は、非訟事件が係属している裁判所がするものとする。

専門委員に関する規律を置くものとすることで、どうか。

(補足説明)

専門委員に関する規律を置くべきではないとの意見もあったが、高度に専門的な知見を要する事件においては、裁判所が当事者の提出する資料等を正確に理解して適切かつ迅速に審理し、判断するために、専門家を手続に継続的に関与させて裁判

所が機動的に専門的な知見を得ることができるようにすることが必要であると考えられることから、専門委員に関する規律を置くものとする。どうか。なお、1の規律については、更に検討する。

※ 部会資料27の55頁参照

(4) 証拠調べ（非訟事件手続法第10条関係）

ア 民事訴訟法の準用

証拠調べについては、民事訴訟法第180条、第181条及び第183条から第186条まで並びに第2編第4章第2節から第6節まで（ただし、次のa、bに掲げる規定を除く。）と同様の規律を置くものとする。

a 第207条第2項

b 第208条、第224条（第229条第2項及び第232条第1項において準用する場合を含む。）及び第229条第4項

（注）民事訴訟法第202条（第210条において準用する場合を含む。）、第206条ただし書、第215条の2第2項から第4項まで及び第215条の4ただし書を除外するかどうかについては、なお検討するものとする。

尋問の順序に関する民事訴訟法の規律を準用するものとする。どうか。

（補足説明）

尋問の順序については、職権探知の下でも申出をした者から聞くという順序には一定の合理性があり、不都合があれば順序の変更をすればよいと考えられることから、民事訴訟法の規律を準用するものとする。どうか。

※ 部会資料27の57頁参照

6 裁判

(1) 本案裁判

カ 本案裁判の方式（非訟事件手続法第17条第2項関係）

本案裁判は、裁判書を作成してしなければならないものとする。ただし、即時抗告をすることができない裁判については、申立書又は調書に主文を記載することをもって、裁判書の作成に代えることができるものとする。

即時抗告をすることができない本案裁判については、中間試案を維持し、ただし書の規律を置くものとするので、どうか。

(補足説明)

上記カのただし書の規律については、パブリックコメントにおいて、即時抗告をすることができない裁判であっても、当事者が判断の理由を知ることは重要であるから、裁判書を作成して理由の要旨を記載すべきであり、例外が必要な場合は個別の法令に特則を設ければ足りるとして反対する意見があった。しかし、非訟事件において裁判書を作成する主たる目的は、①当事者に対して裁判の内容を正確に知らせ、②即時抗告をすることができる裁判については、即時抗告をするか否かを判断するために必要な情報を与え、③上級審に対しては、その再審査のためにいかなる理由により裁判したかを明らかにすることにあるところ、即時抗告をすることができない本案裁判については、上記②及び③の目的については特に考慮すべき必要性がなく、上記①の目的については申立書又は調書に主文を記載してその謄本を当事者に交付すること等により達成することが可能であるから、非訟事件における迅速処理の要請の観点からしても、即時抗告をすることができない本案裁判の一般的な規律としては、上記カのただし書のとおり、申立書又は調書に主文を記載することをもって裁判書の作成に代えることができるものとするのが相当である。

※ 部会資料27の61頁参照

7 裁判の取消し又は変更（非訟事件手続法第19条関係）

(1) 本案裁判の取消し又は変更

① 裁判所は、本案裁判をした後、その裁判を不当と認めるときは、次に掲げる裁判を除き、職権で、これを取り消し、又は変更することができるものとする。

a 申立てによってのみ本案裁判をすべき場合において申立てを却下した裁判

b 即時抗告をすることができる裁判

② 取消し後又は変更後の裁判が原裁判であるとした場合に即時抗告をすることができる者は、取消し又は変更の裁判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

(注) 裁判所は、①により本案裁判を取り消し、又は変更する場合には、当事者及びその本案裁判を受ける者の陳述を聴かなければならないものとする

については、なお検討するものとする。

中間試案を維持し、裁判所は、①により本案裁判の取消し又は変更をすることができるものとする。この場合、裁判所は、①により本案裁判を取り消し、又は変更するときは、当事者及びその本案裁判を受ける者の陳述を聴かなければならないものとする規律を置くものとするか否かについては、どのように考えるか。

(補足説明)

- 1 7(1)の①について、パブリックコメントでは、本案裁判がされた以上、これを取り消し、又は変更することができるものとするべきでないとして反対する意見があったが、非訟事件の公益性及び後見性からすると、不当であると認められる裁判をそのまま存続させることは相当でないと考えられるから、中間試案を維持し、①の規律により本案裁判の取消し又は変更をすることができるものとするのが相当である。
- 2 7(1)の(注)について、パブリックコメントでは、簡易迅速な処理の要請があることを根拠に陳述聴取の規律を置くことに反対する意見や、非訟事件における裁判所の公益性及び後見性から不当な裁判を存続させることは相当でないから、取消し又は変更により不利益を受ける当事者等に対する手続保障はこれらの者に対する陳述聴取を可能な場合に行う程度にとどめるべきであるとの意見があった。確かに、当事者等に対する陳述聴取を必要なものとする、迅速処理の要請が一定程度阻害される可能性があることも否定できない。しかし、本案裁判の取消し又は変更は、いったん形成された法律状態を変動させるもので、当事者やその本案裁判を受けた者の利益や法的地位が少なからぬ影響を受けると考えられるから、取消し又は変更の裁判をするに当たっては、これらの者に陳述の機会を与えるのが相当であると解される。必要的陳述聴取の規律を置かないものとする、どのような場合であってもこれらの者を全く関与させずに取消し又は変更の裁判をすることができる余地を残すことになるが、自らの利益や法的地位が害されるにもかかわらず、それについて自らの主張や資料を提出する機会も与えられないことは、公益性や簡易迅速性の要請から正当化することは困難であるとも考えられる。

※ 部会資料27の63頁参照

- 3 本案裁判以外の裁判の取消し又は変更については、取消し又は変更の対象となる裁判が手続的な裁判にすぎないこと、本案裁判の場合よりも迅速性の要請が高いと考えられることから、本案裁判以外の裁判の取消し又は変更においては、本案裁判における場合と同様の必要的陳述聴取の規律を置く必要はないと考えるのが相当で

ある。

8 裁判によらない事件の終了

(1) 非訟事件の申立ての取下げ（新設）

ア 取下げの要件

【甲案】

申立人は、終局裁判があるまで、非訟事件の申立ての全部又は一部を取り下げることができるものとする。

【乙案】

申立人は、終局裁判が確定するまで、非訟事件の申立ての全部又は一部を取り下げることができるものとする。ただし、終局裁判があった後においては、裁判所の許可を得なければ、その効力を生じないものとする。

申立ての取下げの要件の規律については、乙案を採用することで、どうか。

(補足説明)

非訟事件は、基本的には裁判所が後見の見地から適切妥当な裁判をすることを予定しているものであるから、裁判所が終局裁判をした後に、申立人が自由に申立てを取り下げ得るものとするのは、妥当ではない。もっとも、非訟事件は多種多様であり、会社非訟における解散命令（会社法第824条）のように公益性が高く終局裁判後は取下げを認める余地は少ないと思われるものから、借地非訟において当事者が申立ての取下げに合意している場合（借地借家法第19条第5項参照）のように、公益性への配慮が特段問題とならないものまであることにかんがみると、終局裁判後は取下げを認めないものとする甲案は、硬直的に過ぎると考えられる。そこで、事案に応じた適切妥当な対応が可能となるように、終局裁判後は裁判所の許可を得なければならないとする乙案を採用することが相当であると考えが、どうか。

※ 部会資料27の64頁参照

(2) 和解・調停

非訟事件手続においても、民事訴訟法第264条（和解条項案の書面による受諾）及び第265条（裁判所等が定める和解条項）と同様の規律を置くものとすることで、どうか。

(補足説明)

非訟事件手続においても、当事者が遠隔の地に居住していることその他の事由により出頭することが困難であると認められる場合には、民事訴訟法第264条と同様の書面による受諾制度を設けることにより、手続を利用しやすくすることが考えられる。また、両当事者が仲裁的な方法による紛争の解決を望むこともあり得ることから、民事訴訟法第265条と同様のいわゆる裁定和解制度を設け、当事者が利用可能な紛争解決の手段を増やして選択肢を広げるものとするとも考えられる。そこで、このような規律を置くものとするので、どうか。

※ 部会資料27の66頁参照

(参照条文)

- 民事訴訟法第264条 当事者が遠隔の地に居住していることその他の事由により出頭することが困難であると認められる場合において、その当事者があらかじめ裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官から提示された和解条項案を受諾する旨の書面を提出し、他の当事者が口頭弁論等の期日に出頭してその和解条項案を受諾したときは、当事者間に和解が調ったものとみなす。
- 第265条 裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官は、当事者の共同の申立てがあるときは、事件の解決のために適当な和解条項を定めることができる。
 - 2 前項の申立ては、書面で行なければならない。この場合においては、その書面に同項の和解条項に服する旨を記載しなければならない。
 - 3 第一項の規定による和解条項の定めは、口頭弁論等の期日における告知その他相当と認める方法による告知によつてする。
 - 4 当事者は、前項の告知前に限り、第一項の申立てを取り下げることができる。この場合においては、相手方の同意を得ることを要しない。
 - 5 第三項の告知が当事者双方にされたときは、当事者間に和解が調ったものとみなす。

第3 不服申立て等（非訟事件手続法第20条から第23条まで及び第25条関係）

1 本案裁判に対する不服申立て

(1) 不服申立ての対象

- ① 本案裁判により権利又は法律上保護される利益を害された者は、その裁判に対し、即時抗告をすることができるものとする。
- ② 申立てを却下した本案裁判に対しては、申立人に限り、即時抗告をすることができるものとする。
- ③ 手続費用の負担の裁判に対しては、独立して即時抗告をすることができないものとする。

(注) 申立人となる資格を有する者であつて第1の6(1)により非訟事件の手続に

参加した者も、②の即時抗告をすることができることを前提としている。

中間試案を維持し、②の即時抗告をすることができる者は、申立人及び申立人となる資格を有する者であって非訟事件の手續に当事者参加した者に限るものとするので、どうか。

(補足説明)

(1)の(注)について、パブリックコメントでは、民事訴訟では補助参加の申出と同時に控訴をすることが可能であるから、非訟事件においても、裁判資料の継続的利用を認めるため、原審において当事者参加していなかった申立権者が当事者参加申出とともに即時抗告をすることを認めるべきである旨の意見があった。しかし、原審において当事者参加していなかった申立権者は、民事訴訟における補助参加の場合と異なり、自己の資格に基づいて同一の事項につき新たな申立てをすることが可能であり、新たな申立てをした場合であっても従前の裁判資料を利用することは可能であるから、このような者についてまで申立てを却下する裁判に対する即時抗告権を認めて抗告審の手續から当事者として参加させる必要性が高いとはいえない。したがって、中間試案のとおり、申立てを却下する裁判に対する即時抗告権者は、申立人及び原審の手續に当事者参加をした者とするのが相当である。

※ 部会資料27の67頁参照

(2) 抗告審の手續

キ 抗告があったことの通知（民事訴訟法第289条第1項参照）

【甲案】

抗告裁判所は、原審の当事者及び利害関係参加人に対し、抗告があったことを通知しなければならないものとする。ただし、抗告を却下し、又は棄却するときは、この限りでないものとする。

【乙案】

抗告裁判所は、抗告が不適法であるとき又は抗告に理由がないことが明らかなきを除き、原審の当事者及び利害関係参加人に対し、抗告があったことを通知しなければならないものとする。

(注) 甲案及び乙案のいずれの場合においても、抗告があったことの通知の方法を、抗告状の写しの送付によりすることに限定するか否かについてはなお検討するものとする。

抗告があったことの通知の規律については、甲案及び乙案のいずれを

採用するのが相当か。また、通知の方法について、抗告状の写しによりすることに限定するか否かについては、どのように考えるか。

(補足説明)

- 1 抗告があったことの通知の規律については、不利益を受ける可能性のある当事者等に対して、裁判所が一定の心証を形成する前の早い段階で反論の準備をする機会を確保する必要があるとして、乙案を支持する意見もあった。しかし、抗告裁判所が原審と異なる判断をしない場合にまで自ら抗告をしていない者に常に通知して反論を求めなければならないものとする、特に反論の準備をする必要のない者まで無用の反論を強いられることになりかねない上、解決までに余分な時間がかかることになり、非訟事件の迅速処理の要請に反するおそれがあるから、抗告が不適法であり、又は理由がないことが明らかであるとはいえない場合に早い段階で通知をすべきか否かの判断については、裁判所に一定の裁量を認めるのが相当であるとも考えられる。

(注) 抗告により原審が取り消され、又は変更される可能性がある以上、原審の裁判を受けた者についても、原審の当事者等と同様に手続保障を図る必要があるから、抗告があったことの通知の対象者に原審の裁判を受けた者を加えるのが相当であるとも考えられるが、他方で、原審の裁判を受けた者の手続保障は陳述聴取の対象とすることで足りるとも考えられる。この点についてどのように考えるか。

- 2 抗告があったことの通知の方法については、抗告がされた以上、当事者等の間に一定の紛争性が存することは明らかであるが、抗告状の送付により通知を行うことが原審の当事者等の手続保障に資するとは一概にいけないから、一般的に抗告状の写しの送付によりすることに限定するのではなく、事案に応じて選択する余地を認めるのが相当とも考えられる。

※ 部会資料27の70, 71頁参照

(注) 仮に甲案を採用した場合であっても、抗告があったことの通知は、抗告状の写し又はそれに代わる文書を送付する方法によってするのが通常であるから、裁判長は、抗告があったことの通知に必要な費用の予納を相当の期間を定めて抗告人に命じた場合において、その予納がないときは、命令で、抗告状を却下しなければならないとの規律を置くものとするので、どうか。

<p>(2) 抗告審の手続 ク 陳述聴取</p>

抗告裁判所は、原審の当事者及び裁判を受ける者の陳述を聴かなければ、原審の本案裁判を取り消すことができないものとする。
(注) 利害関係参加人であって裁判を受ける者でないものに対する陳述聴取は、必要的なものでないことを前提としている。

中間試案を維持し、利害関係参加人であって裁判を受ける者でないものに対する陳述聴取は、必要的なものでないものとする。どうか。

(補足説明)

(2)クの(注)について、パブリックコメントでは、裁判を受ける者に該当するか否かで陳述聴取の必要性を区別するのは手続保障に欠けるおそれ強いなどとして、利害関係参加人であって裁判を受ける者でないものについても必要的陳述聴取の対象にすべきであるとの意見があった。しかし、利害関係参加人であって裁判を受ける者でない者の場合には、原審の当事者及び裁判を受ける者に比して原審の本案裁判が取り消されることによる影響が相対的に小さいものと解されるのであり、原審の本案裁判を取り消すすべての場合において、原審の当事者及び裁判を受ける者に加え、利害関係参加人についても陳述を聴取しなければならないものとするのは、非訟事件における迅速処理の要請に反する結果になりかねない。したがって、利害関係参加人であって裁判を受ける者でないものについては、裁判所が事案ごとの具体的な必要性に応じて陳述聴取を行うこととすれば足りるものと考えられる。

※ 部会資料27の71, 72頁参照

第6 相手方がある非訟事件に関する特則

1 相手方がある非訟事件に関する特則の要否

【甲案】

相手方がある非訟事件については、当事者双方に攻撃防御を尽くすことができるようにするために、特則を置くものとする。

(注) 非訟事件のうちどれが相手方がある事件であるのかについては、法令により個別的に定まるものとするを前提としている。なお、現在、法令により、手続上の相手方の存在を予定した手続を設けているものとしては、借地非訟事件(借地借家法参照。)及び労働審判事件(労働審判法参照)などがある。

【乙案】

相手方がある非訟事件について、特段の特則を置かないものとする。

相手方がある非訟事件に関する特則の要否について、どのように考えるか。

※ 部会資料27の87頁参照

2 相手方がある非訟事件に関する特則の具体的内容

相手方がある非訟事件に関する特則として、例えば、以下のような規律を置くものとするについては、規律の特質を踏まえて、それぞれの規律ごとになお検討するものとする。

(1) 管轄

当事者は、第一審に限り、合意により管轄裁判所を定めることができるものとする。

(注) 仮に、合意管轄を認める場合には、合意の方式（民事訴訟法第11条第2項及び第3項）、応訴管轄（同法第12条参照）、必要的移送（同法第19条）及び合意管轄の違背に関する主張制限（同法第299条第1項ただし書の括弧書参照）についても、所要の手当てをするものとする。

(2) 法定代理及び任意代理

法定代理権及び任意代理権の消滅は、〔裁判所に対する通知（第1の5（6）及び8（7）参照）に代えて、〕本人又は代理人から他方の当事者に通知しなければ、その効力を生じないものとする。

(注) 第1の5（6）及び8（7）において甲案又は乙案のどちらを採用するのかと併せて検討する必要がある。

(3) 脱退

〔脱退は、裁判所の許可（第1の7参照）に加えて、他方の当事者の同意がなければ、その効力を生じないものとする。〕

(注) 第1の7と併せて規律の必要性及び要件等を検討する必要がある。

(4) 第一審の審理手続

ア 事件係属の通知

裁判所は、非訟事件の申立てが不適法であるとき又は非訟事件の申立てに理由がないことが明らかなきを除き、相手方に対し、非訟事件が係属したことを通知しなければならないものとする。

(注) 事件係属の通知の方法（申立書の送付に限定するか否か等）についても、なお検討するものとする。

イ 陳述聴取

裁判所は、非訟事件の申立てが不適法であるとき又は非訟事件の申立てに理由がないことが明らかなきを除き、当事者の陳述を聴かなければならないものとする。

(注) 本文による陳述聴取の方法を審問に限定するか否か、当事者に審問の申立権を認めるか否か等についても、なお検討するものとする。

ウ 審問の立会権

裁判所が当事者を審問するときは、他の当事者は、その審問に立ち会うことができるものとする。

エ 審理の終結

裁判長は、相当の猶予期間において、審理を終結する日を定めなければならないものとする。ただし、当事者が立ち会うことができる期日においては、直ちに審理を終結する旨を宣言することができるものとする。

オ 裁判日

当事者が裁判日を予測することができるようにするための規定(例えば、①審理の終結から一定期間内(例えば、2か月以内)に終局裁判をする旨の規律、②審理の終結時又はその後に、裁判日又はその予定時期を当事者に告知する旨の規律など)を置くものとする。

(5) 事実の調査

裁判所は、事実の調査をしたときは、特に必要がないと認める場合を除き、その旨を当事者に告知しなければならないものとする。

(6) 取下げ

非訟事件の申立ての取下げは、相手方の同意がなければ、その効力を生じないものとする。

(7) 抗告

ア 抗告の通知

抗告裁判所は、本案裁判に対する抗告が不適法であるとき又は本案裁判に対する抗告に〔理由がないことが明らかなき〕〔理由がないとき〕を除き、遅滞なく、原審の当事者及び利害関係参加人に対し、抗告があったことを通知しなければならないものとする。

(注) 通知をせずに抗告を棄却することができる要件については、第3の1(2)キにおいて甲案又は乙案のどちらを採用するのかと併せて検討する必要がある。

イ 陳述聴取

抗告裁判所は、本案裁判に対する抗告が不適法であるとき又は本案裁判に対する抗告に〔理由がないことが明らかなき〕〔理由がないとき〕を除き、原審の当事者及び利害関係参加人の陳述を聴かなければならないものとする。

(注1) 陳述を聴かずに抗告を棄却する要件については、アと併せて検討する必要がある。

(注2) 本文による陳述聴取の方法を審問に限定するか否か等についても、なお検討するものとする。

ウ 再度の考案

本案裁判について、再度の考案はすることができないものとする。

(8) 当事者照会制度

当事者は、事件の係属中、他方の当事者に対し、裁判資料の提出を準備するために必要な事項について、相当の期間を定めて、書面で回答するよう、書面で照会をすることができるものとする。

(注) 民事訴訟法第163条ただし書各号に規定する事項については、照会をすることができないものとするを前提とする。